

Nozomi-Planningレポート

令和2年12月号 Vol.168



撮影地 京都市東山区八坂 「八坂の塔（法観寺）」
撮影者 安藤 彰彦

●今月のTOPICS●

【労基・人事労務・労務管理】

- ・新型コロナによる雇用への影響と解雇・雇止めの違い
- ・2021年3月に引き上げられる障害者の法定雇用率と障害者雇用納付金制度
- ・パートタイマーへの賞与支給～最高裁判決の考え方～

【社会保険情報】

- ・新型コロナの影響に伴う休業による社会保険料の随時改定特例の対象期間延長

【その他情報】

- ・春・夏・冬のはなし Vol.120
- ・今月の書籍紹介
「人事・労務担当者のためのExcel & Wordマニュアル」
- ・12月の税務と労務の手続き
[提出先・納付先]

のぞみプランニングは「人」に関わるエキスパートとして、人事・労務管理のサポートを通じてお客様の成長・発展に寄与し、そこで働く全ての従業員様・ご家族様・お客様の満足度向上を応援する社会保険労務士を中心とした労務コンサルティング会社です。お客様と共に私たちも成長・発展し、喜びを分かちあい、心を結び合えるよう努めています。

【発行元】合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社/社労士法人のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」

<http://www.nozomiplanning.com/>



労務管理情報

新型コロナによる雇用への影響と 解雇・雇止めの違い

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大が雇用に影響を与えています。厚生労働省ではその影響をタイムリーに把握し、ホームページで情報を発信していますが、今回はその状況と勘違いしやすい解雇と雇止めの違いを確認します。

1. 解雇等見込み労働者数

解雇等見込み労働者数は2020年11月6日時点の累計で70,242人となっています。5月以降、8月を除くと毎月1万人を超える人数で推移しており、10月は7,506人でした。

この累積数を上位10業種でみると下表のようになります。

表 解雇等見込み労働者数（累積数）の上位10業種

	業種	解雇等見込み労働者数
1	製造業	13,409
2	飲食業	10,508
3	小売業	9,474
4	宿泊業	8,660
5	労働者派遣業	4,951
6	卸売業	4,318
7	サービス業	3,536
8	道路旅客運送業	3,060
9	娯楽業	2,893
10	運輸業	1,661

この情報は都道府県労働局等で把握できた範囲のものであり、必ずしも網羅性のあるものではありません。また、過去に把握した情報の一部には既に再就職をした人も含まれている可能性があります。そのため実際の雇用環境はさらに悪化していることが考えられ、今後の新型コロナ感染拡大の状況によってはこの人数が増えることが懸念されます。

2. 解雇・雇止めの違い

解雇等見込み労働者とは、解雇や雇止め等の予定がある労働者（一部すでに解雇や雇止めされたものも含む）を指しています。解雇と雇止めは混同されやすいですが、解雇や雇止めを行うときの手続きや、雇用保険の基本手当の扱いにおいて異なることもあり、区別して理解しておく必要があります。

①解雇

会社が一方的に労働契約を解消することをいいます。客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利の濫用として無効となります（労働契約法16条）。また、有期労働契約は、やむを得ない事由がなければ契約期間中に解雇することができないとされており（同17条）、無期労働契約を締結している場合の解雇よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

②雇止め

雇止めとは有期労働契約で、その契約を更新せず、労働契約を終了することをいいます。有期労働契約であっても、無期労働契約と実質的に異なる状態になっている場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合には、雇止めが認められないことがあります。

有期労働契約の更新時のトラブルを防止するために、労働契約の締結時に書面で更新の基準を示す必要があります。そして、更新に関して「更新する場合があります」とした場合には、「契約期間満了時の業務量」「労働者の勤務成績、態度」のように、その判断の基準を具体的に示すことも必要です。

労務管理情報



2021年3月に引き上げられる 障害者の法定雇用率と 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用は、一般労働者と同じ水準で常用労働者となり得る機会を設けるために、常用労働者の数に対する雇用割合（法定雇用率）が設定されています。そして国や地方公共団体、民間企業はこの法定雇用率に基づき、障害者の雇用義務が課せられます。今回は、2021年3月に引き上げられる法定雇用率と障害者雇用納付金制度の対象企業をとり上げます。

1. 2021年3月からの法定雇用率

法定雇用率は少なくとも5年ごとに見直すことになっており、直近では2018年4月に2.2%に引き上げられています。その際、2021年4月1日までは2.3%へ引き上げられることが決定しており、今回その引上げが2021年3月に行われることになりました。これに伴い、1人以上の障害者を雇用すべき企業の範囲が、労働者数43.5人以上に広がります。

2. 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う企業の経済的負担の調整を図り、障害者の雇用水準を引き上げるため、国が法定雇用率の未達成企業から納付金を徴収し、法定雇用率を達成した企業に対して調整金や報奨金を支給する障害者雇用納付金制度が設けられています。

この納付金の制度は、企業による自主申告・納付を基本としており、申告義務のある企業は、常用労働者数が100人超となる企業です。常用労働者としてカウントされるのは次の①～③いずれかに該当する労働者です。

- ①雇用期間の定めがない労働者
- ②雇用期間の定めがある労働者であって、その雇用が更新され雇入れから1年を超えて引続き雇用されることが見込まれる労働者
- ③過去1年を超える期間について引続き雇用されている労働者

週の所定労働時間が30時間以上の場合は常用労働者1人としてカウントする一方で、①から③のいずれかに該当し、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合には、常用労働者数0.5人としてカウントします。

3. 申告対象の判断基準

労働者数は、原則として毎月1日、または毎月の賃金締切日において確認することになっています。労働者の入退社があるため、1年を通じると労働者数が月ごとに前後することがあり、労働者数100人前後の企業では納付金制度の申告が必要か迷いますが、労働者数が100人を超える月が一年度（4月から翌年3月）に5ヶ月以上あれば、申告の対象となります。

なお、年度途中の事業廃止等の場合には、5ヶ月以上でなくても申告が必要となることがあります。

障害者雇用が進まない企業に対しては、ハローワークにより雇用率達成指導が行われ、それでも雇用状況が改善されない場合には、最終的に厚生労働省のホームページにおいて企業名が公表されることになっています。障害者の雇用には時間を要するケースも多いため、早めに採用活動を行うといった対応が望まれます。



会話で学ぶ人事労務管理の勘どころ

パートタイマーへの賞与支給 ～最高裁判決の考え方～

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

少し前に、新聞やテレビで「契約社員やアルバイトには賞与や退職金を払わなくてよい」というような報道がされていました。当社では、同一労働同一賃金への対応としてパートさんにも賞与を支給する方向で検討していましたが、支給しなくてもよいのでしょうか？



総務部長

2020年10月に言い渡された5つの最高裁判決の中で、大阪医科薬科大学事件とメトロコマース事件についてご覧になったようですね。大阪医科薬科大学事件は主にアルバイトに対する賞与の支払いについて、メトロコマース事件は主に契約社員の退職金について争われた事件です。



社労士

確か、それら以外にも郵便局に関する事件がありましたね。



はい、東京、大阪および佐賀の3つの日本郵便事件がありました。こちらは、正社員と契約社員の休暇や手当に関する訴訟でした。大阪医科薬科大学事件では、先ほどもお話したようにアルバイトの賞与が主な争点になり、原告であるアルバイトに賞与を支払わないことは「不合理と認められるものに当たらない」と判断されました。



ポイントは、正社員とアルバイトの仕事が異なっていたことなのでしょうか。



おっしゃるとおり、判決文ではアルバイトの職務内容が「相当に軽易であることがうかがわれる」と表現されており、正社員とは職務内容が異なっていました。ただ、それだけではなく、雇用期間に上限があり、実際に3年2ヶ月の雇用期間であったこと、その間に私傷病で1年強、休職していたことも影響しているかと思います。



なるほど、単純に「アルバイトだから」と一括りにしてはいけないように感じますね。



そうですね。また、アルバイトから契約社員、契約社員から正社員への登用制度が設けられており、実際に登用制度により契約社員や正社員になった人も多数います。つまり、登用されることで賞与が支払われる契約社員や正社員になることができる機会もあったのです。



雇用期間もそれほど長くない状況で、正社員とは異なる職務内容であった。さらには努力次第で非正規雇用から、最終的に正規雇用にも移ることができるような職場環境であったということですね。



まさにそのとおりです。当然、最高裁判決ですので人事労務管理の実務に大きく影響しますが、判決の詳細の内容を確認せずに、結果だけで「アルバイト＝賞与の支給不要」と考えてしまうと、拙速な判断となりかねないのでご注意ください。



【ワンポイントアドバイス】

1. 同一労働同一賃金に関する5つの最高裁判決が言い渡された。
2. 最高裁判決は人事労務管理に影響を及ぼすが、結果のみでなく個別事案として背景や経緯も見て参考とする必要がある。

社会保険情報



新型コロナの影響に伴う 休業による社会保険料の 随時改定特例の対象期間延長

標準報酬月額とは毎年1回定時決定で見直すほか、固定的賃金に変動があったとき等に、変動があった月から3ヶ月間に支払われた給与に基づき、4ヶ月目に見直します（随時改定）。この随時改定について、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）に係る特例が設けられ、その対象となる期間が延長されました。

1. 4月から7月の特例改定

新型コロナの影響で発生した2020年4月から7月の休業により給与額が大幅に下がったときは、下がった月の1ヶ月分の給与により、翌月からの標準報酬月額を見直すことができます。特例は、以下のすべてを満たす従業員について、会社が届け出たときに対象となります。

- ①新型コロナの影響による2020年4月から7月の休業（時間単位の休業を含む）により給与が著しく低下した月（急減月）が生じている
- ②急減月に支払われた給与の総額（1ヶ月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上下がっている
- ③特例改定について、従業員が書面により同意している

2. 8月から12月の特例改定

1.の特例に加え、2020年8月から12月の休業により給与額が大幅に下がった場合についても特例が設けられました。この8月から12月の特例には2種類があります。

1. および2. のいずれの特例も、休業が回復した月（※）に受けた給与の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合には、標準報酬月額を改定することになっています。1. と2. においてこの回復時の取扱いが異なりますので、詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。か、当事務所までお問合せください。

※休業状況に何らかの改善が見られ、給与の支払いの基礎となった日が17日以上となった月

＜急減月の翌月の改定＞

- ①新型コロナの影響による2020年8月から12月の休業により給与が著しく下がった月（急減月）が生じている
- ②急減月に支払われた給与の総額（1ヶ月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がっている
- ③特例改定について、従業員が書面により同意している

＜定時決定に係る特例＞

- ①新型コロナの影響による休業により2020年4月または5月に給与が著しく下がり、5月または6月に1.の特例を受けた
- ②8月に支払われた給与の総額（1ヶ月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がっている
- ③特例改定について、従業員が書面により同意している

なお、8月から12月の特例改定は、2021年3月1日までに管轄の年金事務所へ届け出ることになっています。



— コロナに負けず ドラッグは残った —

跳梁^{ちやうりやう}するコロナウィルスの前に、多くの人が同じような体験をされていると思うが、私も多間に漏れずほとんどの会合や催し物が中止の連続である。地元自治会や神社の夏、秋祭りなどは勿論のこと、ライオンズクラブの事業や例会までもがストップ。中止の案内は増え続け 50 通を越えている。中でも可哀想なのは小学 6 年生で、卒業旅行が中止となり、秋の運動会と共に予定していた卒業アルバムを飾る写真が無いと、写真屋までもが嘆いている。

そんな中で、小学校独自の判断で実施しているのは「ダメ。ゼッタイ。」で広く知られている“薬物乱用防止教室”の開催である。警察、学校薬剤師、乱用防止センターなどが主導している地域もあるが、大阪府では多くがライオンズクラブの主催である。クラブメンバーで研修を受けた“認定講師”が主になり、DVD を用いて薬物の乱用によって起こる身体への影響などを説明し、時にはメンバー同志が寸劇を交えながら和やかに“講義”が進む。

次に私の出番が回ってくると、昔の学生が書き残していた日記のあらましから話を始めることが多い。「…山科駅から約 1 時間で茨木駅に到着。3 町程北へ向かい、春日村、福井村（現在は共に茨木市）へ続く道の両側は一面の“けし”畑…けしの実にナイフで傷をつけ、出てくる乳液が 10 数分で褐色に固まると、竹ベラでかき取り、乾燥させると“阿片”となる。こんな農家の作業を見学し…」京都薬科大学の前身である薬学専門学校の学生は、卒業前の 3 年次の春には、決まって茨木のけし畑見学が必須の実習であった。けしの栽培や阿片の採取は、室町時代にポルトガル人によって津軽地方にもたらされ、天保年間に大阪の摂津地方に移されて日本一の主産地となった。豪農が生まれた裏には、こんな数字が残されている。稲作が終り、裏作として耕作される麦と阿片の収穫量を比較すると—

1 反歩(300 坪、約 993 m²)当り、麦 2 石 5 斗(375kg)…62 円、阿片 1 貫目(3.75kg)…200 円。熟練した農家は 1.5 貫目を国に納めているという。時間があれば、英国と清国(現在の中国)との間に起こった“阿片戦争”(1898~1892)に言及し、今回の香港の問題に触れることも。

さて阿片から抽出したモルヒネ、ヘロインは“麻薬の王”とも呼ばれ、今なお激痛に苦しむがん患者などには、世界でも最もよく使用されている貴重な鎮痛剤に変わりはないのだが、乱用されると覚醒剤や大麻などと同様に、危険ドラッグ扱いされているのだ。その違法薬物使用の入口“ゲートウェイドラッグ”として大量に出回っているのが大麻である。最初は興味本位の使用が、次第に覚醒剤やコカインなど奥へ入り込み、出口に戻ることができずに再犯率は 66%といわれている。大女優三田佳子氏の三男は、18 歳で初犯、24 歳で再犯、27 歳で実刑、今年 38 歳で 4 度目の逮捕。親として力尽きたと、三田氏は独白されている。

かつて私が、研ナオコ、美川憲一、井上陽水などの名を挙げると、仲間から“そんな古い人は今の児童にピンときませんヨ”と言われたが、芸能人の再犯者は後を絶たず、沢尻エリカは合成麻薬「LSD」や大麻、コカインも使用したといわれ、また槇原敬之も危険ドラッグ「ラッシュ」所持で 2 度目の逮捕。“ナンバーワンよりオンリーワン”で作った“世界に一つだけの花”も萎れて泣いていることだろう。日大に続いて近畿大、そして東海大の体育系クラブも大麻で無期限の活動停止…次回の“教室”の為に切り取った薬物乱用に関する新聞記事は半年で 20 枚にもなっている。

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー社（現ノバルティスファーマ）教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の 120 年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



「人事・労務担当者のための Excel&Word マニュアル」

著者：社会保険労務士 加藤秀幸

（発行所 日本実業出版社 2,500 円＋税）

「働き方改革」を進めていく中で、この業務を効率的にすることはできないかと業務を見直すことがあるかと思います。日々進化していく Excel や Word は個人の能力に任せるのではなく、勉強会を開催したり、社員同士で情報共有をすることで、業務効率化は可能です。

この書籍の著者は社会保険労務士事務所や中小企業に IT コンサルティングやサポートを行い、人事業務ですぐに効果が出る Excel・Word セミナーを全国各地で多数開催し、開業している社会保険労務士でもあります。Excel や Word をどれだけ使いこなせるかで生産性に大きな影響が出ることは身をもって実感しています。

第 1 章 ちょっと知っているだけでグッと効率が上がる Excel の使い方

第 2 章 使用頻度が高い Excel 関数を使いこなせるようになろう

第 3 章 もっと効率アップにつながる Excel 関数をマスターしよう

第 4 章 効率化のカギは「設定」！Word 文書の作成に強くなる

ショートカットキー一覧表



パソコン初心者ではないけれど、もっとソフトを使いこなせるようになれば仕事ははかどるのに…。売れていると評判の Excel や Word の本を買ったけれど、仕事とわかりやすくリンクしていない。このような思いを抱いている人事・労務担当者のための書籍です。マイクロソフトでソフトウェアの開発に従事していた社会保険労務士の著者が、業務に欠かせない Excel&Word の「効率的な使い方」を、わかりやすく解説してくれます。

私が業務効率化した機能は、例えば、「EXACT 関数」を活用することで、給与計算システムで計算した金額と Excel で計算した金額を比較することが可能です。給与計算システムで計算した後に給与計算に誤りがないかチェックをするときに活用できます。

その他、Excel の 2 つのシートを左右に表示し比較しながら編集することも可能ですし、ショートカットキーなども知っているだけで効率が上がることはたくさんあります。

私のお気に入りのショートカットキーは「ウィンドウ操作」です。パソコンモニターのサイズは縦 40 cm 横 110 cm なので、複数のウィンドウを横一列に配置することが多いからです。

ぜひ、ご一読ください。

（執筆 出口 裕美）



<12月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第3期＞
[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

～ちょっとブレイク～



撮影者コメント

「五重塔は、元はお釈迦様のお墓(梵語でストゥーパ)を起源に建てられたそうです。ストゥーパ(中国語で卒塔婆)には『積み重ねる』や『天と地を結ぶ』といった意味があり、塔はそれぞれ下から地、水、火、風、空からの5つの世界を示しているそうです。現世においてはコロナ渦の中、本年は大変な年でありました。年の瀬により良い年を『積み重ね』たいと心より願います。」

撮影者 安藤 彰彦

当事務所より一言

今年も残すところあとわずかとなりましたが、今年はこれまでとは全く異なる一年になりました。新年を迎えた時は、誰もが「いよいよオリンピックイヤーの幕開けだ」と、希望に胸を膨らませたのではないのでしょうか。

しかし、1月に国内初の新型コロナウイルスの感染者が確認され、3月には一斉休校となり、また4月からは緊急事態宣言が発令されました。一時は収まりかけた感染者数も、気温の低下とともに再び増加の一途をたっています。

そのような環境により、今年はテレワークや時差出勤が増加し、働き方の多様化が一気に進みました。「社員の健康を守る柔軟な働き方を実現する」といったメリットが得られる一方で、課題点も少なからず生じたように思います。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、ビジネスにおいてもあるゆる分野で大きな影響を及ぼし、「経営の在り方」や「働き方」に至るまでを一変させたのです。弊社は、このような大きな変化の中でも、皆様のお役に立てるよう来年も邁進する所存です！

今月も手軽に最新情報をお読み頂けるのぞみプランニングレポートをお届けします。

弊社は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも参ります。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

b y 江田 幸央

